

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
(東京都人事委員会勧告特集号) 2023年10月19日 NO.651

東京都人事委員会の勧告が出される 例月給の公民較差3,569円、0.88% (初任層に重点、全級全号給) 引上げ 特別給0.10月分引上げ4.55月 ⇒4.65月(勤勉手当に配分)

東京都人事委員会は、10月13日に勧告を行いました。例月給は、公民較差(3,569円、0.88%)解消のため、給料表を引上げ改定、初任層に重点を置きつつ、全級全号給について引上げ改定。特別給は、年間支給月数を0.10月分(4.55月⇒4.65月)引上げ、勤勉手当に配分というものです。

全職員の改定や特別給の引上げなど改善もありますが、「1級・2級の昇給幅を是正」や特別給の「勤勉手当に配分」などの問題点もあります。今後の課題として「定年引き上げ完成後、60歳前後での給与水準が連続的になるよう」研究・検討するなど、注視する必要もあります。

勧告の例月給の引き上げ額や特別給の引上げ月数では、春闘の引き上げ額にも及ばず、物価の急激な上昇にも追いついていません。

教員の長時間労働についても触れていますが、東京都教育委員会の取り組みを記述し、「期待する」と述べるだけで、残念なことに東京都人事委員会としての具体的な提言はありませんでした。

人事院勧告や他の政令指定都市の勧告と足並みをそろえるもの

人事院は8月7日、本年の例月給与と一時金などについて、内閣と国会に勧告を行いました。例月給の0.96%(3,869円)引き上げ、一時金0.10月分の引き上げというものです。春闘の賃上げ結果や最近の物価の高騰から考えると、引き上げ幅は決して十分なものとは言えません。

政令指定都市の勧告では、特別給が4.50月分とし、国と同様に期末・勤勉手当からそれぞれ0.05月分引上げるというものです。月例給は、1%程度の引上げで、若年層の給料を重点的に引上げるというものです。

東京都人事委員会の勧告の場合は、特別給こそ国や政令指定都市を超えているものの、例月給では、人事院や政令指定都市と足並みをそろえています。東京は、賃金水準が高く、物価も高いです。東京で働く、民間労働者との比較で、勧告を行うべきです。事実上7年連続した給料表の改定見送りで、東京都に働く労働者の賃上げの期待も大きかったです。

春闘結果や物価の高騰に追いつかない勧告

2023年春闘の結果は、連合調査で10,560円(3.58%)、経団連調査3.99%、厚生労働省調査3.60%の員上げで、労働組合の取り組みや物価の高騰、人手不足などで、前年より賃上げ率が高まり(昨年同時期比4,556円増・1.51ポイント増)、30年ぶりの高水準となりました。しかし、名目賃金は増えたものの、実質賃金は、ここ最近の大幅な物価上昇には追いついていません。ロシアのウクライナ侵略や急激な円安の影響で物価が上昇し、ガソリンや電気・ガスを始めとして、生活必需品全般の価格が大幅に上昇し、生活は苦しくなっています。

4者協と共に都教委要請を、 都労連・都庁職の闘いに連帯

全国的な闘争は、自治労に結集して闘います。東京都段階の闘争には都労連・都庁職の闘いに連帯して闘います。4者協(東学・アイム89・都障労組・東学臨労)として都教委に要求書を提出し、共同して都教委要請行動を取り組みます。確定闘争の山場には統一行動を配置します。

東学の秋季年末の要求と取り組み

1. 賃金確定、賃金の大幅・一律の引き上げなどを求めます

- (1) 大幅・一律の賃上げ(平均24,000円)。
- (2) 一時金の改善(全職員に反映する支給月数増)。
- (3) 行政職給料表(一)1・2級の給与水準の見直し(昇給カーブのフラット化や号給のカット)を行わないこと。
- (4) 退職手当の改善(基本額支給率の引き上げ、早期割増制度の拡充)。
- (5) 55歳昇給抑制措置の廃止。高齢者部分休業制度の条例化。
- (6) 再任用職員の待遇改善(給料月額の上上げ、一時金を定年前職員と同様に支給すること、生活関連手当の支給)。
- (7) 会計年度任用職員(臨時・非常勤職員)の待遇改善、均等待遇。勤勉手当の支給。
- (8) 労働者の立場での学校の働き方改革(超過勤務の上限規制の厳守、仕事に見合った人員配置など)。在宅勤務等手当や勤務間インターバル規制の導入。

2. 東京における学校事務の在り方について議論を深めます

- (1) 学校徴収金の私費会計のままでの事務職員への押し付けに反対します。
- (2) 学校徴収金の公会計化、無償化を求める取り組みを行います。事務職員の過重負担とならないよう取り組みます。
- (3) 「学校事務の共同実施」に反対する取り組みを行います。廃止を要求します。
- (4) ことあるごとに東京都における学校事務職員政策の抜本的見直しを要求します。

3. 組織の強化・拡大の取り組みを行います

4. 異動や自己申告・業績評価に関する取り組みを行います

- (1) 組合員の異動希望を集約し、希望の実現を目指します。
- (2) 業績評価の本人開示に取り組みます。

5. 政治的・社会的課題に関する取り組みを行います。

憲法改悪・労働法制の改悪に反対し、脱原発社会の実現を目指します。